# 業務部速報

No. 102

発行 18.6.1

JR東労組 業務部

## **申27号**「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する解明申し入れの団体交渉を行う!

- 組合・団体交渉前に新聞記事が出た。ある職場では「一般線区では関係ない」「これは 決まったこと」と言われている。 労使議論を充実させ、 職場が納得できる制度見 直しとなるように真摯な議論を要請する。
- 会社・新聞記事は関知していない。しっかりと議論をつくし、不安は解消したい。

### ≆ 🚪 📭 現行の乗務員勤務制度における課題を明らかにすること。また、見直しを実施する根拠を示し改正の焦点を明らかにすること。

- 組合・提案時には無かった「社員が有する能力のより一層の発揮」とは何を指すのか。
- 会社・育児介護の短時間労働や支社企画部門の乗務など、個々人が多様性を遺憾なく発揮して貰うことである。
- 組合・現行制度の課題は何であると考えているのか。
- 会社・時代の流れやワークスタイル、ライフスタイルに合わない硬直した箇所がある。
- 組合・「新しい乗務員の勤務制度」では「効率性と働きやすさ」が謳われている。効率 を上げることを全否定しないが、この精神を継承するのか。
- 会社・働きやすさの数値目標はないが、働きやすさは追求していく。労働時間Aを7:10 に近づけていくが、在宅休養時間なども増やす。
- 組合・乗務員の負担は増える。安全を大前提にすべきだ。 会社・その認識は同じだ。

#### 第2項 乗務労働の特殊性についての会社の認識を明らかにすること。

- 組合・乗務労働の特殊性はこの間変わっていないという認識か。
- 会社・特殊性は大きく変化していないが、新しい車両やシステムによって、乗務員の負担は軽減されてきている。今後も負担を減らしていきたいと考えている。
- 組合・負担軽減はあるが、それと特殊性や制度は一緒ではない。
- 会社・26 年間運用されてきた制度であり完成度は高い。 しかし、 世の中は 10 年前には考えられない変化をしている。 ニーズに合わせた変化は必要である。
- <mark>組合・乗務割り交番に乗務する場合の労働時間 B は現行通りか。 会社・そのままだ。</mark>

#### 第3項 新幹線職場への適用の考えを明らかにすること。また、会社が考える 第3項 乗務員の将来像及び、輸送サービススタッフの考えを明らかにすること。

- 組合・今施策は新幹線職場にも適用されるのか。 会社・適用される
- 組合・輸送サービススタッフとの位置付けや業務のイメージがなく不安が募っている。
- 会社・運転士、車掌、駅、輸送相互の相互理解を深め一体感を高めていきたい。
- 組合・運輸区化やライフサイクル深度化との違いが見えない。
- 会社・系統間の垣根を徐々に下げていき、融合して業務を行えるようにしたい。トヨタでさえ大胆な転換をしており、JR 東日本でも一から見直していく考えだ。
- 組合・制度見直しやワンマン施策などが今後どのように展開されるのか。
- 会社・列車の自動運転は自動車のようにはいかない。 ゆいかもめのような設備を全線 に整備しても回収は難しい。 人的資源の活用方法は今後も考えていく。

## 安全第一を大前提に、職場の不安解消に向けて引き続き解明交渉を行います。